

福祉サービス第三者評価事業の課題と最近の動向等について

地域福祉課福祉監査担当

<p>1 新型コロナウイルス</p>	<p>(1) 全国社会福祉協議会からの通知 ア 全国社会福祉協議会より感染防止の観点から訪問調査等の自粛要請通知（令和2年4月17日付け） イ 緊急事態宣言の解除を受け、全国社会福祉協議会より自粛要請の解除通知（令和2年5月29日付け）</p> <p>(2) 県としては、上記通知を評価機関に周知するとともに、訪問調査等を実施するにあたり、受審事業所の意向を勘案し、慎重に実施することを評価機関に依頼しています。</p> <p>(3) 厚生労働省より社会的養護関係施設における3か年度毎に1回以上の受審義務期間を延長する通知（令和2年8月6日） 「今期（平成30年度～令和2年度）の評価期間を1年延長し、令和3年度までとする。次期については、令和4年度～令和6年度までとする。」</p>
<p>2 保育所の受審促進</p>	<p>(1) 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）により、平成27年度～令和元年度の5年間で、すべての保育所での受審が努力義務化されました。</p> <p>(2) 保育所の過去3年における受審数は伸びており、令和元年度末で112保育所が受審済みとなりました。（過去5年間の受審率21.6%）</p> <p>(3) 県としては、引き続き機会を捉え、保育所に対し受審の勧奨を行ってまいります。</p>
<p>3 評価基準の改正</p>	<p>(1) 厚生労働省より基準改正通知が発出され（高齢：令和2年3月、障がい者・児：令和2年3月、保育所：令和2年4月、児童館：令和2年9月）、全国基準が改正された。</p> <p>(2) 県としても全国基準に合わせるよう基準を改正予定（令和3年3月の専門分科会にて審議予定）</p>
<p>4 受審目標の設定</p>	<p>(1) 現状</p> <p>厚生労働省による「福祉サービス第三者評価に関する指針」が平成30年3月に改正され「都道府県推進組織は、第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標設定及び公表に努めなければならないものとする」となっている。 長野県では受審件数の目標を設定していない。全国では16都府県が受審件数の目標を設定している。</p> <p>（R2目標：東京都3,860件、京都府270件、群馬県20件、富山県2件）</p>

	<p>(2) 検討状況</p> <p>新型コロナウイルス感染症のため年間の受審件数は大幅に変化がある見込み。また、サービス種別により受審件数が大幅に異なるため、設定するかも含めて検討中。</p>
<p>5 全体的な制度推進</p>	<p>(1) 重要事項説明書等への記載</p> <p>平成30年4月1日から、介護保険事業所及び障害福祉サービス事業所(一部を除く)が利用契約等の際に説明すべき重要事項に「第三者評価の実施の有無」等が追加された。</p> <p>県が実施する一般指導監査等においても、適切に説明が行われているか確認し、不十分な場合は改善するよう指導しています。</p> <p>(令和元年度において62事業所へ指導を行い、改善を確認済)</p> <p>(2) 県の受審促進の取組み</p> <p>ア 本年度より制度の概要を紹介したチラシを作成し、当課の実施する一般指導監査等において全ての事業所へ受審勧奨を行っています。</p> <p>イ 県が主催する集団指導や関係団体連絡会議などの場を活用し、制度の紹介、受審勧奨を行ってまいりたい。</p>